

パブリックコメント 4つの計画案に意見を募集

次の計画を策定するにあたり、皆さんからの意見を募集します。

なお、いただいたご意見は市ホームページ等で後日公表する予定です。電話、口頭でのご意見は正確に保存できない可能性があり、お断りしています。また、個々の意見等に対して、直接回答は行っておりません。

①新八幡市教育大綱

教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策を推進するため、令和6年度からの5年間の施策等を定める新たな大綱を策定します。

☎政策企画課

☎983-1004、F A X 983-3593、

e-mail : seisaku@mb.city.yawata.kyoto.jp

②障がい者計画および障がい福祉計画（第7期） および障がい児福祉計画（第3期）

市の障がい福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、障がい児および障がい者福祉に関する施策や目標などを定め、障がい福祉の充実に向けた次期計画を策定します。

☎障がい福祉課

☎983-2129、F A X 981-8080、

e-mail : syogaifukusi@mb.city.yawata.kyoto.jp

③高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

本市の総人口に占める高齢化率は30%を超え、全国平均以上の水準で推移している現状を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進するために次期計画を策定します。

☎高齢介護課

☎983-5471、F A X 972-2520、

e-mail : koreikaigo@mb.city.yawata.kyoto.jp

④子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）

第三次推進計画の成果と課題をもとに、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境整備促進のため、次期計画を策定します。

☎八幡市民図書館

☎982-7322、F A X 981-8530、

e-mail : yawata-cl@mb.city.yawata.kyoto.jp

共通事項

■募集対象 市内在住、在勤、在学の人および市内に事業所（事務所）を有する人

■計画案の閲覧時期と募集期間

①令和6年1月12日(金)まで

②令和6年1月19日(金)～2月9日(金)

③令和6年1月5日(金)～26日(金)

④令和6年1月11日(木)まで

■計画案の閲覧場所 各計画の担当課窓口、市役所2階閲覧コーナー、市ホームページなどでご覧いただけます。

※詳しい計画案の閲覧場所はお問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。

■提出先と提出方法 様式に定めはありません。あなたの意見、住所（所在地）、氏名（法人名等）、電話番号を記入し、次のいずれ

かの方法でご提出ください。

ア郵送または持参

※①～③の計画は〒614-8501(住所記載不要)と担当課名を記入し、提出。

※④の計画は〒614-8082 八幡菖蒲池12 八幡市民図書館「八幡市子どもの読書活動推進計画」係あてに提出。

イファクス送信

ウ市ホームページ、またはメール送信

高額療養費(外来年間合算)

①70歳以上の国民健康保険被保険者

基準日(※1)時点の所得区分が一般または低所得の被保険者について、計算期間(令和4年8月1日～令和5年7月31日)の一般または低所得区分であった月の外来にかかる医療費の個人ごとの合計額が14万4千円を超える場合に、その超えた額が支給されます。

対象期間中に本市の国保に継続して加入、かつ支給対象となる人には、1月下旬から支給勧奨通知を順次お送りしますので、申請してください(※2)。

なお、計算期間中に本市へ転入された人や本市の国保申請は不要です。

②後期高齢者医療保険制度被保険者

計算期間中に保険者の変更がなく、高額療養費を振り込む口座番号等がわかる場合は申請不要です(2月末支給予定)。

なお、計算期間中に保険者の変更があった人で、京都府後期高齢者医療の加入者の変更に伴って、京

③老人医療(福祉医療制度)

従来、高額療養費の勧奨通知は送付していません。該当すると思われる人は、計算期間中のすべての領収書を国保医療課まで持参してください。

☎①に関すること＝国保医療課国保年金係 (☎983-2962)、②・③に関すること＝国保医療課医療係 (☎983-2976)

国民健康保険の海外療養費制度

国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険適用される治療は、申請により医療費(自己負担分を除く)の払い戻しを受けることができます。

なお、現地で支払った医療費と日本で同様の診療を受けた場合の医療費と比べ、低い方の金額が支給されます。

※治療目的の渡航や日本で保険適用されていない治療は対象外です。

■申請に必要なもの

国民健康保険証、診療内容明細書、領収書、領収明細書、旅券(パスポート)、世帯主名義の金融機関口座番号、調査にかかる同意書、マイナンバーのわかるもの

※治療を受けた海外の医療機関で診療内容明細書・領収書・領収明細書を手入力してください(診療内容明細書・領収明細書の様式は、国保医療課窓口または市ホームページから入手可)。

※外国語で作成された必要書類は、日本語訳を添付してください(翻訳者の住所、氏名の記載が必要)。

※申請期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間。

※マイナンバーのわかるものは、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人の場合は委任状と本人確認書類が必要です。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)